確定申告

申告は3/15水までに

令和４年分所得税・町県民税の申告相談が始まります

申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

①公的年金収入が 400 万円を超える方

②公的年金以外の所得金額の合計が 20 万円を超える方

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要。「町県民税の申告が必要な方」を確認

③給与収入が 2,000 万円を超える方

④給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える方

⑤給与を2か所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が 20 万円を超える方

⑥営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和4年中の所得金額の合計額から所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が配当所得の額および年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

●医療費控除を受ける場合

医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付が必要です。明細書の提出がない場合は、医療費控除が適用できません。

●注　意

・所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得および適用となる所得控除（ワンストップ特例の申請をした、ふるさと納税など）を含めて申告する必要があります（申告しないことを選択できる所得を除く）。

・源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときよりも所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方のうち、令和５年１月１日時点、町内在住で①～④のいずれかに該当する方

①年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの申告をする方

②給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が 20 万円以下の方

③営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方で、令和４年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額以下の方

④令和４年中に収入が全くない方、あるいは非課税所得（失業給付、遺族年金、障害年金など）のみであり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方

・国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
・国民健康保険の加入者で 18 歳以上の方（高校生を除く）
・国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
・後期高齢者医療保険の加入者がいる世帯の 18 歳以上の方（高校生を除く）
・保育料の支払いがある方（保育料が無料である方を含む）
・児童扶養手当を受給しようとする方

⚠町県民税の申告が必要と思われる方には、１月下旬に役場から町県民税の申告書を送付します。なお、申告書が届かない方でも、申告が必要になる場合があります。

確定申告会場

例年、住吉福祉文化会館でしたが、今年から変更になりました。

❶ 半田赤レンガ建物

入場整理券必要　配付方法　①申告会場での当日配付　②LINEを使ったオンラインによる事前発行で配付
※入場整理券の配付状況によって、後日の来場をお願いする場合あり

■期　間

2月16日(木)～3月15日(水)の平日
2月19日(日)、2月26日(日)
午前9時～午後5時

■注意事項

・電話やチャットボットによる申告相談にも対応しています。
・開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作成指導は行っていません。
・半田赤レンガ建物への問い合わせはご遠慮ください。

❷ 役場申告相談会場

入場整理券(当日受付分のみ)配布 ※受付を早めに終了する場合あり

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に行います。

■期　間

2月16日(木)～3月15日(水)の平日
午前8時45分～正午、午後1時～4時
※開場は午前8時30分～

■ところ　役場西会議室棟1階　会議室

■注意事項

・確定申告会場の混雑を回避するため、入場制限を行います。
・非常に混み合いますので、❸出張申告相談会場❹東海市立商工センター❺大府市役所も利用してください。
・開設期間中、税務課窓口では申告相談を受け付けません。開設期間を過ぎた場合、所得税の確定申告は役場での相談・受付はできませんので、町県民税の相談以外は半田税務署へ

役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、**❷役場申告相談会場、❸出張申告相談会場**では申告の相談ができません。**❶半田赤レンガ建物**にお出かけください。

・住宅ローン控除の1年目の申告をする方
・営業所得、譲渡所得がある方
・仮想通貨に係る所得がある方
・青色申告をする方
・消費税、贈与税の申告をする方
・分離所得がある方
・住宅特定改修特別税額控除がある方
・認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方
・住宅耐震改修特別控除がある方
・農業所得および不動産所得で収支内訳書を未作成の方

❸ 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター

入場整理券(当日受付分のみ)配布 ※受付を早めに終了する場合あり

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に行います。例年、森岡・卯ノ里・藤江コミュニティセンターの2日目は、比較的空いています。

■期間・ところ　午前9時～午後3時
2月1日(水)　生路コミュニティセンター
2月2日(木)、3日(金)　藤江コミュニティセンター
2月7日(火)、8日(水)　卯ノ里コミュニティセンター
2月9日(木)、10日(金)　森岡コミュニティセンター

❹❺ 税理士による無料税務相談（申告相談）会場

■ところ・期間

❹東海市立商工センター
2月17日(金)～27日(月)の平日
❺大府市役所
2月20日(月)～24日(金)の平日

■開設時間　午前9時30分～正午、午後1時～4時
※受付を早めに終了する場合あり

■注意事項

・譲渡所得、山林所得、贈与税、消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に時間を要する方の申告は相談対象となりません。
・消費税の申告、所得・帳簿などの状況により❶半田赤レンガ建物の申告会場に案内することがあります。
・詳細は半田税務署へ

申告は3/15水までに

申告書は自分で書いて早めに提出！

申告相談に必要なもの

申告書類が不足していると申告できませんので注意してください。
詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

■すべての方が必要

□①マイナンバーカード
□②マイナンバー通知カード（記載事項に変更がない場合に限る）またはマイナンバー記載の住民票と運転免許証（なければ保険証、パスポートなど）
※①か②のどちらかを持参または写しを添付
※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーの記載も必要です。被扶養者のマイナンバーが分かるものを持参してください。

■該当する場合必要

□給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
□申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
□作成済みの青色申告決算書または収支内訳書（事業所得、農業所得、不動産所得がある方）
□各種社会保険料控除証明書または各領収書（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など）
□生命保険料、地震保険料などの保険料控除証明書
□医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書（所定の記入用紙）」
□医療費控除の特例を受ける方は「セルフメディケーション税制の明細書（所定の記入用紙）」と一定の取組みの証明書
□障害者控除を受ける方は、障害者手帳やふくし課の証明書など
□「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書（届いた方のみ）
※上記書類以外にも申告内容によって必要な書類があります。

申告書を作成しよう

所得税の確定申告は自主計算、自主申告が原則です。自分で作成し、分からないことがあったら、申告相談会場（P.10）へお出かけください。

■手書き作成する方

申告書の用紙の取得方法は２つ
（1）申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロード
（2）半田税務署、申告会場で配付。役場では１月中旬に税務課⑥番の窓口横に用意します。

■スマートフォンやパソコンで作成する方

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などが作成できます。
※令和４年分の所得税の確定申告書の作成は１月以降可能

②申告書を提出
（１）e-Tax で送信（事前準備が必要）
（２）印刷して提出
郵送または直接税務署へ
※税務署では受付時間外は時間外収受箱へ投函可能。役場申告会場では「税務署行きBOX」に提出することも可能

check! スマホで確定申告に挑戦してみたい！あなたへ　スマホ申告説明会（P.13）をチェック！

問い合わせ

・所得税確定申告
・申告会場❶半田赤レンガ建物
❹❺税理士による無料税務相談（申告相談）会場
▶ 半田税務署
☎ 0569-21-3141
国税庁ホームページ

・町県民税申告
・申告会場❷役場申告相談会場
❸出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター
▶ 役場税務課
内線 113
町ホームページ

「住宅借入金等特別控除」申告説明会

●とき
2月13日(月)～15日(水)
午前9時～午後5時
※会場の入場には「入場整理券」が必要。入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いする場合もあります。

●ところ
半田赤レンガ建物

●注意
①一定の要件に該当する方にのみ適用することができますので、来場する前に、適用要件などを確認してください。
②必要書類を持参すれば、確定申告書の作成および提出が可能です。
③作成済みの申告書は、郵送などにより税務署に提出してください。
④半田赤レンガ建物への問い合わせは、ご遠慮ください。

●問い合わせ
半田税務署
☎0569(21)3141
※自動音声案内「0」を選択

おむつに係る医療費控除

おおむね6か月以上寝たきり状態で、医師からおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となります。手続きには医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

●介護保険の要介護認定を受けている方へ
次のいずれにも該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、ふくし課へ申請してください。費用は無料です。
①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降である方
②要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方

●その他　発行可能かどうかは電話での回答不可

●問い合わせ
ふくし課　内線127

後期高齢者医療保険料納付明細書を送付します

令和4年1月1日～12月31日に支払った後期高齢者医療保険料の納付明細書を、令和5年1月中旬頃に送付します。支払った後期高齢者医療保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

■見込み額での納付明細書を交付します
①②の方で、事前に必要な方は、保険医療課へ申請してください。

●持ち物
対象の方の身分証明書

●その他　後期高齢者医療保険料額と納付額は電話での回答不可

●問い合わせ
保険医療課　内線153

対　象	内　容
①納付書または口座振替により納付した方(普通徴収)	保険医療課から、後期高齢者医療保険料納付明細書を送付(手続き不要)
②障害年金、遺族年金から天引きされた方(特別徴収)	
③公的年金から天引きされた方(特別徴収)	年金保険者(日本年金機構など)から、確定申告で利用できる「公的年金等の源泉徴収票」が送付(手続き不要)

「医療費通知」は確定申告手続きに利用できます

町国民健康保険が送付する「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の添付資料として利用することができますので、大切に保管してください。医療費通知が届く前に確定申告をする場合には、医療費通知の代わりに領収書を使用してください。

●医療費通知の送付
「医療費通知」は2か月分の医療費を記載しており、年6回各月20日頃送付します。

医療費通知送付月	掲載する医療費
4月	1月、2月診療分
6月	3月、4月診療分
8月	5月、6月診療分
10月	7月、8月診療分
12月	9月、10月診療分
2月	11月、12月診療分

●問い合わせ
保険医療課　内線154

暮らしと政治をジェンダー平等の視点から捉える

男女共同参画講座

政治もアップデート “もはや昭和ではない” わたしたちの変革

日本で初めて女性が参政権を行使してから、70年あまり。世界では政治の世界でも女性がリーダーとして活躍しています。しかし、日本では女性の議員はまだまだ少ない状況です。

コロナ禍で、女性が抱える困難がより明らかになりました。暮らしと政治をジェンダー平等の視点から捉えるとともに、一人ひとりに何ができるのか考えてみませんか?

●と　き　2月4日(土)
午前10時～11時30分

●ところ　オンライン
※インターネットへの接続環境が無い方のみ、役場での参加を受付

●講　師　愛知淑徳大学
非常勤講師　中島　美幸氏
※講師はオンライン参加

●定　員　なし
※役場での参加は5名(先着順)

●受講料　無料
※通信費などは自己負担

●申込み　1月10日(火)～31日(火)に申込用紙をＦＡＸ、メール、郵送(当日必着)または直接問い合わせ先へ
※申込用紙は住民自治課で配布または町ホームページからダウンロード

●問い合わせ　住民自治課　内線295
Fax 82-0890
✉ juminjichi@town.aichi-higashiura.lg.jp
住所 〒470-2192(住所不要)

申告は3/15(水)までに　申告書は自分で書いて早めに提出!

スマホで確定申告に挑戦してみたい! あなたへ

令和4年分

スマホ申告 要予約 説明会を開催します!

自分のスマートフォン(スマホ)とマイナンバーカードを使用して、確定申告書を作成しe-Taxで税務署に提出するまでを税務署の職員が指導します。

●と　き　1月24日(火)
・第1回　午前10時15分～11時45分
・第2回　午後1時～2時30分
・第3回　午後2時50分～4時20分

●ところ　文化センター

●対　象
給与または公的年金等の雑所得を申告する方
※営業、不動産所得、株式譲渡など、他の所得のある方、住宅借入金等特別控除などの税額控除がある方は対象外

●定　員　各回10名

●持ち物
①源泉徴収票や控除証明書など、申告書作成に必要な書類
②スマホ
③マイナンバーカード
※事前にアプリ(マイナポータル)のインストールが必要
※マイナンバーカードの発行時に設定したパスワードも必要
・署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)
・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
④過去にe-Taxなどを利用した方は、利用者識別番号と暗証番号が分かる書類

対応機種はコチラ

●予約方法
1月20日(金)までの平日に電話または直接問い合わせ先へ

●問い合わせ　税務課　内線113